

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①庁内における体制整備

本市の中心市街地活性化の取り組みについては、平成19年度に「中心市街地活性化対策官」を配置し、旧計画に基づく活性化施策を推進してきている。また、関係各課との連携強化を図るため、平成22年度から中心市街地連絡調整会議を設置し、定期的な情報の共有を図るとともに、平成27年度には庁内関係課長レベルによる「基本計画検討委員会」を設置し、平成23年度に独自で策定した中心市街地活性化基本計画の見直し協議を重ねてきている。

【基本計画検討委員会】

	部署名	役職名	備考
1	商工観光部	商工観光部長	委員長
2		紬観光課長	
		商水情報課長	
4	総務部	企画調整課長	
5		財政課長	
6	保健福祉部	福祉政策課長	
7		健康増進課長	
8		高齢者福祉課長	
9	建設部	土木課長	
10		建築住宅課長	
11		都市整備課長	
12	教育委員会	生涯学習課長	

【開催状況】

第1回検討委員会 平成27年5月27日	○活性化基本計画の見直し作業の実施について ○スケジュール・検討内容、現状と課題について
第2回検討委員会 平成27年8月11日	○中心市街地活性化の基本的な考え方について ○公共施設の整備方針について
第3回検討委員会 平成27年8月24日	○公共施設の配置(案)について
第4回検討委員会 平成27年11月12日	○公共施設整備計画について ○整備スケジュールについて
第5回検討委員会 平成28年1月19日	○基本計画掲載事業について

## ②奄美市議会における審議の内容

奄美市議会における意見等を広く取り入れるため、本基本計画の考え方、活性化のための事業の内容等について全員協議会で説明を行っている。また、市議会における中心市街地活性化に関する質問について、次表に示すとおりに答弁している。

<p>平成 26 年第 4 回定例会 (平成 26 年 12 月 10 日)</p>	<p><b>【質問要旨】</b> 第 2 回の定例会において、改正中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣の認定を受ける必要性に対して、まだ認定を受けるに至っていないとの答弁をいただくとともに、市長の詳細検討するとの答弁をもらいましたが、その後当局においてどのような検討がなされ、どのような方針が立てられたのか見解を伺いたい。</p> <p><b>【市長答弁要旨】</b> 国におきまして、本年 7 月に計画認定要件の緩和を含めた法改正を行っております。本市におきましても、今回の法改正の趣旨にもありますとおり、中心市街地への民間投資を積極的に呼び込むため、基本計画の認定による投資環境の整備が重要と考えているところであります。そのため、来年度には庁内において検討委員会を設置するとともに、平成 28 年度を目途に計画の策定と国の認定に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。</p>
<p>平成 27 年第 3 回定例会 (平成 27 年 9 月 9 日)</p>	<p><b>【質問要旨】</b> 奄美市総合計画の現状と課題についての質問であります。重点プロジェクトの項目として名瀬地区のふれあい、賑わいに満ちた中心市街地、多様な市民ニーズに対応できる都市機能ということを目標にしておりますから、その達成度はどのくらいになっているのか。</p> <p><b>【建設部長答弁】</b> 重点プロジェクトとなっている名瀬のまちづくりの目標として、ふれあい、賑わいに満ちた中心市街地と多様な市民ニーズに対応できる都市機能がございいます。これらの目標を達成するために、末広・港土地区画整理事業のハード事業や中心市街地共同住宅整備促進事業等のソフト事業を一体的に行っているところでございます。</p>
<p>平成 28 年第 2 回定例会 (平成 28 年 6 月 17 日)</p>	<p><b>【質問要旨】</b> 昨年 12 月に策定された奄美市総合計画前期基本計画検証結果報告書に中心市街地活性化基本計画について、平成 28 年度認定に向け取り組んでいくと記載されております。この国の認定については、昨年の市長の施政方針でも平成 27 年度には中心市街地活性化基本計画を改定し、国の認定に向け取り組むとともに、賑わいのある中心市街地の形成を推進して参りますとなっております。国の認定に向けた具体的な内容と、タイムスケジュールは出来ているかお伺いします。</p>

	<p><b>【商工観光部長答弁】</b></p> <p>中心市街地活性化基本計画の認定に向けましては、本年12月までに内閣府と計画内容について調整を完了し、協議が整った場合は年明けに申請を行い、年度末に認定を受けるというスケジュールになっております。</p> <p>本年度中に認定を受けるためには、平成29年度から平成33年度までの5か年間に実施可能な、市が実施する事業、民間が実施する事業を取りまとめる必要がございます。現在、民間事業の構想を策定するために有効な専門機関の独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施するサポート事業の申請を行っているところです。年度末の計画認定に向け、年内に民間の事業構想を取りまとめるとともに、市が実施する事業も含めた中心市街地活性化基本計画案を策定してまいりたいと考えております。</p>
<p>平成28年第3回定例会 (平成28年9月6日)</p>	<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>2核1モール構想で、測候所跡地に生涯学習センター構想があったが、検討状況はどうなっているのか。また、生涯学習センターはどこになるのか。</p> <p><b>【商工観光部長答弁】</b></p> <p>2核1モール構想につきましては、構想策定以降社会経済状況が変化する中、どのような方向性が望ましいのか、昨年度から庁内の関係部署で検討を重ね、本年7月に開催いたしました中心市街地活性化協議会において、中核施設の在り方について概ね了承が得られたところです。その概要につきましては、測候所北側の市所有地に「子育て・保健・福祉の複合施設」を整備し、測候所跡地につきましては、交通拠点となる「バスセンターや観光案内所を併設した民間複合施設」を検討しているところです。(仮称)生涯学習センター構想において検討しておりました公民館機能につきましては、本庁舎完成後、現水道課が移転した跡地に整備を予定いたしております。</p>

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、中心市街地の活性化を図るため、経済活力の向上を図る役割を担う奄美大島商工会議所等が中心となり、平成 22 年 9 月 3 日に中心市街地活性化協議会を設立し、中心市街地活性化基本計画の策定に向けた議論を重ねてきたところである。また、平成 23 年 4 月に中心市街地活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づきまちづくり会社を設立し、法定協議会として活動を行っているところである。

奄美市では、平成 22 年度から 23 年度にかけて協議会との議論を踏まえ、中心市街地活性化基本計画を策定したところであるが、法に基づき認定申請は行わず、計画に基づき事業推進を進めてきたところである。

今回、新たな中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、特に活性化に必要な事業について集中的な議論を行うため、2 部会を設置し協議を行っている。

### ①中心市街地活性化協議会委員

#### 【中心市街地活性化協議会の開催状況】

第 1 回中活協議会 平成 22 年 9 月 3 日	○規約・役員選任・事業計画
第 2 回中活協議会 平成 22 年 10 月 1 日	○基本計画の概要について ○アンケート調査結果について
第 1 回作業部会 平成 22 年 11 月 18 日(住宅・福祉部会, 観光・商業部会, 交通・業務部会)	○中心市街地の課題及び基本方針について
第 2 回作業部会 平成 22 年 12 月 1 日 (住宅・福祉部会, 観光・商業部会, 交通・業務部会)	○個別事業の検討
第 3 回作業部会 平成 22 年 12 月 21 日(住宅・福祉部会, 交通・業務部会)	○個別事業の検討
第 3 回中活協議会 平成 23 年 1 月 18 日	○基本計画(案)について
第 4 回作業部会 平成 23 年 1 月 25 日(交通・業務部会)	○個別事業の検討
第 5 回作業部会 平成 23 年 1 月 27 日(観光・商業部会, 住宅・福祉部会)	○個別事業の検討
第 4 回中活協議会 平成 23 年 2 月 18 日	○基本計画(案)について ○作業部会からの報告
第 5 回中活協議会 平成 23 年 3 月 16 日	○基本計画に対する意見について
第 6 回中活協議会 平成 24 年 1 月 30 日	○基本計画の進捗状況について
第 7 回中活協議会 平成 25 年 3 月 22 日	○基本計画の進捗状況について

第 8 回中活協議会 平成 27 年 2 月 19 日	○新たな基本計画の策定について
第 9 回中活協議会 平成 28 年 3 月 24 日	○基本計画について
第 10 回中活協議会 平成 28 年 7 月 15 日	○基本計画について
第 1 回民間事業部会 平成 28 年 7 月 15 日	○バスセンター構想について
第 2 回民間事業部会 平成 28 年 8 月 25 日	○バスセンター構想について
第 1 回商業部会 平成 28 年 8 月 25 日	○商業活性化施策について
第 3 回民間事業部会 平成 28 年 9 月 29 日	○バスセンター構想について
第 4 回民間事業部会 平成 28 年 10 月 28 日	○バスセンター構想について
第 2 回商業部会 平成 28 年 11 月 22 日	○商業活性化施策について
第 5 回 民間事業部会 平成 28 年 11 月 24 日	○バスセンター構想について
第 11 回 中活協議会 平成 28 年 11 月 25 日	○基本計画(案)について
第 12 回中活協議会 平成 28 年 12 月 22 日	○基本計画(案)に対する意見について
第 13 回中活協議会 平成 29 年 3 月 28 日	○基本計画の認定状況について ○バスセンター構想の報告
第 14 回中活協議会 平成 30 年 1 月 10 日	○基本計画の変更認定申請について ○市民交流センターの基本設計(案)について ○子育て・保健・福祉複合施設の基本構想について
第 15 回中活協議会 令和元年 6 月 14 日	○基本計画の変更認定申請について ○市民交流センターの整備について ○子育て・保健・福祉複合施設の基本設計について ○官民連携施策検討事業の実施について

奄美市中心市街地活性化協議会 委員名簿

番号	区分	中活法	構成員	団体役職名	
1	経済活力の向上	15条1項	奄美大島商工会議所	会頭	
2			奄美大島商工会議所	副会頭	
3			奄美大島商工会議所	副会頭	
4			奄美大島商工会議所	副会頭	
5			奄美大島商工会議所	専務理事	
6	都市機能の増進		株式会社まちづくり奄美	代表取締役	
7	商店街	15条4項	奄美市通り会連合会	会長	
8			名瀬市中央通り商店街振興組合	理事	
9			奄美本通り会	会長	
10			末広本通り会	会長	
11			銀座通り会	会長	
12			サンサン通り会	会長	
13			支庁通り会	会長	
14			奄美市本町通り会	会長	
15			奄美市社交飲食業組合	理事長	
16			地域住民	奄美市社会福祉協議会	会長
17				奄美市名瀬町内会・自治会連合会	会長
18				公益社団法人奄美大島青年会議所	理事長
19				特定非営利法人 ディ!	代表理事
20				特定非営利法人 まち色	理事長
21	市地域女性団体連絡協議会名瀬支部	支部長			
22	奄美市身体障害者協会	会長			
23	公共交通機関の 利便増進		株式会社しまバス	代表取締役	
24			奄美地区タクシー協会	会長	
25	市町村		奄美市商工観光部	部長	
26			奄美市建設部	部長	
27	関係行政機関	15条7項	鹿児島県大島支庁総務企画部	部長	
28	学識者	15条8項	鹿児島県建築士会大島支部	支部長	
29			奄美大島観光物産協会	会長	
30			奄美大島観光協会	会長	
31			奄美群島振興開発基金	理事長	
32			奄美大島信用金庫	理事長	
33			奄美信用組合	理事長	
34			鹿児島銀行大島支店	支店長	
35			南日本銀行大島支店	支店長	
36			本場奄美大島紬協同組合	理事長	
37			名瀬建友会	会長	

## 奄美市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 奄美大島商工会議所及び株式会社まちづくり奄美は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、奄美市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、奄美市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動及び事業)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 奄美市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- (2) 民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) 中心市街地の活性化に関する事業
- (4) その他、目的を達するために必要な活動

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、奄美大島商工会議所内におく。

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 奄美大島商工会議所
  - (2) 株式会社 まちづくり奄美 (法第15条第1項第1号に規定する者)
  - (3) 奄美市
  - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
- 3 前項の申出があつた場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。
- 4 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められる時は、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指

名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(役員及び職務)

第9条 協議会には、役員として会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。
- 6 役員の任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことが出来ない。

- 2 会長が、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第12条 協議会の活動について必要な協議又は調整等を行うため、協議会の構成員で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会は、必要に応じて協議又は調整を行うために幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局をおく。



(タウンマネージャー)

第15条 協議会の運営にあたり、タウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任する。

3 タウンマネージャーは事務局を補佐し、各種事業実施にあたり活動の総合的な調整(計画・調整・助言等)を行い、取組全体を適切に推進する。

(会計)

第16条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 その他協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公表)

第17条 協議会に関する事項等の公表は、事務局で閲覧させるとともに、事務局が開設するホームページに掲示することによりこれを行う。

ただし、特に必要があると認めるときは新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(解散)

第18条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合における残務財産は、協議会の決議を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(補足)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

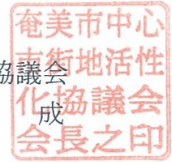
附 則

この規約は、平成22年9月3日から施行する。

平成 28 年 12 月 22 日

奄美市長 朝山 毅 様

奄美市中心市街地活性化協議会  
会 長 谷 芳



### 奄美市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 号の規定に基づき、奄美市中心市街地活性化基本計画(案) (以下「基本計画(案)」という。)に対する意見を次のとおり提出いたします。

#### (1)はじめに

本市の中心市街地は、奄美群島の政治・経済の中心地として栄え、特に、昭和 28 年の日本復帰以降は、奄美群島振興開発特別措置法による都市インフラの整備が進むとともに、本場奄美大島紬の発展と相まって、賑わいと活気に満ちた奄美群島の中心都市でありました。特に商業の中心として発展した商店街は、市民の台所として、また、奄美群島の賑わい拠点として重要な位置づけを有しておりました。

しかしながら、近年の中心市街地は、大型店の郊外進出や消費者のライフスタイルの変化、人口減少などにより、商業機能の低下は、危機的状況下にあります。

商店街をはじめとした各種公共施設が集積した中心市街地の活性化は、奄美市全体の活力向上につながることから、その取り組みは喫緊の課題と考えているところです。

このような中、今回提案のあった基本計画(案)は、「♪いもーれ・Comeもーれ・ゆていもーれ♪コンパクトシティ「ゆらうまちの実現」」という奄美らしさに溢れたテーマのもと、本市の中心市街地が有する課題克服に向けた方針が示されております。

特に、人口減少が進む中、世界自然遺産登録を見据え、更に増加が見込まれる観光客への対応は、地域の発展に欠かせない取り組みであると考えているところです。

奄美市中心市街地活性化協議会といたしましては、貴市から提案のあった基本計画(案)について協議を行った結果、中心市街地の活性化に大きく寄与する計画として大変期待をしているところであり、円滑な推進を求めるところであります。

特に、中心商店街の現状を見るにあたり、区画整理事業を含め、活性化に向けた取り組みはこれまで以上に集中的そして迅速に実施する必要があると判断されることから、計画を推進するに当たって、本協議会からの要望事項を、次項に付記することといたします。

## (2) 要望事項

### 1. 都市福利施設の整備について

本基本計画において、「市民交流センター」・「子育て・保健・福祉複合施設」の整備が予定されておりますが、確実な事業の推進を行っていただくとともに、事業計画の策定にあたっては、市民を始め、多くの意見を取り入れながら実施することを望みます。

また、バスセンターについては、基本計画期間内での施設整備は困難となっておりますが、中心市街地活性化に大きく貢献する施設であると判断されますので、今後、具体的な事業計画の策定に取り組むとともに、事業実施にあたっては、民間活力を最大限活用するよう検討されることを望みます。

### 2. 末広・港土地区画整理事業について

現在施行中の末広・港土地区画整理事業につきましては、今後の中心商店街の将来を左右する重要な事業であります。事業も終盤にさしかかっており、民間事業者による建替えも見込まれていることから、円滑な事業推進に努めるとともに、道路整備等を行うにあたっては、末広港線道路デザイン会議での提案を基本としながら、奄美らしいデザインの、高齢者や障がい者、親子連れなど多様な来街者が歩きやすく買い物のしやすい道路環境となるよう、商店街の方々と十分調整しながら、迅速に実施されることを望みます。

### 3. 商業の活性化について

新たな街並みの整備にあわせて、商店街での回遊が創出される街なか観光案内機能の充実や永田川を親水空間として活用する方策を検討するとともに、出店支援事業については、支援対象区域の拡大や多様な業種・業態が利用できるような制度として実施されることを望みます。また、駐車場については、商店街の活性化に不可欠であることから、共通駐車券制度の充実を含め、引き続き検討を進めることを望みます。

### 4. 多様な主体との連携強化について

これまで、様々な主体が中心市街地活性化に向け取り組みをおこなっているところです。計画を推進するに際しては、これまで以上に様々な団体と連携を図りながら推進されることを望みます。

### 5. 新たな課題への対応について

協議会において、今後新たな検討すべき課題が生じた場合には、必要に応じて計画変更を行うなどの対応を図っていくことを望みます。

## (3) 終わりに

本協議会は、今後も基本計画(案)の推進や中心市街地の活性化策の検討を行うとともに、商店街、民間事業の連携を密にし、本市の発展に努力するものです。

奄美市におかれましても、中心市街地の活性化にご配慮いただき、基本計画策定後も事業推進に対し積極的に取り組んでいただくことを要望し、本協議会からの意見といたします。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析及び地域住民ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

基本計画策定に当たっては、統計なデータを把握し分析するとともに、市民アンケート調査や観光客の動向調査等を実施し、参考としている。

なお、統計データについては[1]の中心の現状分析に掲載するとともに、地域住民のニーズについては[2]に掲載を行っている。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

##### ①名瀬まち商店街観光まちづくり事業調査委員会との連携・調整

中心市街地への観光客の誘客を図るため、“まちなかならでは”の観光商品の造成及び特産品の開発を目的に、平成26年度に奄美大島商工会議所が中心となり設置した「名瀬まち商店街観光まちづくり委員会」と連携し、事業内容の検討を重ねてきた。また、中心市街地における資源等を調査するため、平成27年12月から1月の期間に、AiAiひろばを利用した200名の男女に対しアンケート調査を実施し、「自然・環境」「暮らし・文化」「食資源」の観点から活用すべき地域資源をピックアップするなど、地域住民の意見をまち歩きマップの作成に際し参考としている。

##### ②子育て・保健・福祉複合施設整備計画作成に向けたワークショップ

子育て世代の意見集約と世代間交流の促進に向けた市民意見を反映させるため、子供向けイベント開催時（保育祭り）にアンケート調査を行うとともに、ファミサポ支援員の方々とワークショップを開催するなど、多くの意見を反映するよう取り組んできた。

##### ③様々な主体による中心市街地でのイベント開催

中心市街地の活性化に向け、様々な主体が観光交流施設である AiAi ひろばやアーケード街を活用し、イベントを開催している。女性団体による「AiAi カフェ」や「土曜日」、まちづくり会社によるフリーマーケットが毎月開催されるとともに、実行委員会による「紬の日」のイベントや、10団体を超える郷友会が AiAi ひろばで八月踊りを行うなど、中心市街地を舞台としたイベントが年々活発となってきている。

##### ④中心市街地活性化基本計画の素案に対する市民意見募集

中心市街地の活性化を図るためには、地域住民等の理解と積極的な参加が不可欠であることから、下記の通り計画案に対するパブリックコメントを実施した。

期間：平成28年12月6日から26日（21日間）

期間中、市民3名から7件の意見が提出され、計画策定の参考としている。